



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆国民年金後納制度について（期間限定措置）

○国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます！

国民年金後納制度は、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間分まで納めることができる制度です。過去5年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、後納制度を利用することで納付した期間が不足して受給できなかった方が、受給資格を得られる場合があります。過去5年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

○国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました！

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。

※申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになりました。

(例)平成30年3月に2年1か月前分の免除申請を行う場合

⇒平成28年2月分（平成27年度）の免除申請を行うことになります。

* 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、国民年金保険料免除が承認されない場合があります。

* 2年1か月前の月分まで国民年金保険料の免除申請をすることができますが、保険料免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

～国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です～

保険料を口座振替にすると、振り込みの手間や納め忘れがなくなり、大変便利です。

また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。（前納には申込期限あり）

* 保険料を早割にすると、月50円（年間600円）のお得！

* 6か月分・1年分・2年分をまとめて前納するとさらにお得！



【申請およびお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

役場住民環境課 年金係 ☎099-476-1111（内線123・126）

介護 みんなで支える介護保険 No183

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(141)

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告（利用者の1割または2割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	5,020人	平成29年12月末日 現在	
要介護（支援）認定者	980人		
給付実績	在宅介護サービス費	42,806,303円	平成29年11月の 給付実績
	施設介護サービス費	57,398,888円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	33,808,656円	
	介護サービス費 合計	134,013,847円	